

身近な川に対する想い 川のデザイン募集

豊田市建設部河川課



川のデザイン募集要項

1 募集目的

川は、「治水」・「利水」・「環境」の3つの役割を担っています。将来を担う子どもたちに、様々な役割を持ち身近にある川に対して、「興味を持ってもらう」、「親しみを持ってもらう」、「川の大切さを知ってもらう」ことが大切です。東海豪雨から25年が経過し、水災害の経験や教訓を後世に伝えるためにも、まずは「身近な川への想い」を考えてもらう機会とすることを目的とするものです。

2 主催

豊田市建設部河川課

3 募集概要

(1) 応募資格

豊田市内の小学校及び特別支援学校4～6年生の児童

(2) 募集内容

川の役割などに関する内容

(3) 作品テーマ

「身近な川に対する想い」

豊田市にちなんだ、こどもが思い描く「親しみのある川」、「川のある風景」、「川の大切さ」をデザインにする。
(例えば、川で泳ぐ、遊ぶ、魚釣りをする・河川敷を歩くなど)

(4) 応募条件

①用紙の規格

四つ切り画用紙

②表現方法

画材は自由（ただし、デジタルによる作成は不可）。
縦書き・横書きは問いません。カラーデザインとします。

③表現範囲

直径30cmの円の中に絵をかくこと

④応募点数

一人一点

⑤記名方法

出品票（ラベル）に学校名・学年・氏名（ふりがな）

出品票は、作品の裏面左下に貼ってください。

⑥その他

・応募作品は**自作、未発表で、著作権その他第三者の権利を侵害しない作品**に限ります。
また、**生成AIによって制作したものは応募できません**。

(5) 作品の提出期日

令和7年9月5日（金）午後5時まで

*学校単位でとりまとめのうえ、上記期日までに提出してください。

*作品提出に際し、別紙の「**応募者名簿**」を添付してください。

(6) 作品の提出先

豊田市建設部河川課（豊田市役所西庁舎6階）

(7) 入賞作品の発表等

入賞については、学校を通じて本人に連絡します。

(8) その他

①入賞作品は、1月頃に返却予定です。

②入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、豊田市に移転します。

③募集に当たり御記入いただいた個人情報は、作品の活用や入賞作品の報道発表に際し学校名・学年・氏名を公表する以外使用しません。

入賞と入賞作品の活用

1 最優秀賞

1点(賞状と副賞)

副賞は図書カード。その他、作品応募者全員にオリジナル鉛筆・クリアファイルの参加賞あり。

※応募多数により変更する場合があります。

2 入賞作品の活用

- ①入賞作品は各種イベントやホームページ等で使用することがあります。
- ②建設部が発行するPR冊子等に掲載することがあります。
※特に優れたデザインの場合、建設部河川課が管理する雨水マンホールの蓋として、新しく設置したり古くなった蓋と交換することがあります。その場合には、デザインを一部変更することがあります。

<イメージ>



申込者への注意事項

注意事項

- ①四つ切り画用紙に直径30cmの円を描いて、その円内におさまるように描いてください。

- 四つ切り画用紙に、コンパス等を用いて直径30cmの円を描いて、その円内におさめてください。
- 出品票(学校名、学年、氏名(ふりがな))を記入し、裏面左下に貼ってください。

四つ切り画用紙

作図範囲円内

約30cm×30cmの
円内におさまるように
描いてください。

出品票

作品の裏に添付
・学校名
・学年
・氏名(ふりがな)

裏面左下に
貼ってください。

川の、「治水」・「利水」・「環境」の3つの役割

河川の整備は、「河川法」に基づいて行われます。河川法は、「治水」「利水」「環境」がそれぞれ位置付けられると共に、地域の意見を反映した河川整備が実施されています。

豊田市では、豊田市管理の河川や排水路の改修を行い、また、それらの施設の維持管理などを行っています。「治水」や「利水」の役割に加え、多様な生物が生息する水辺空間や地域の風土を形成する要素としての「環境」の役割にも配慮した個性ある川づくりを進めています。



河川の整備イメージ

豊田市総合雨水対策マスタープラン

豊田市では、令和5年5月に、気候変動や治水行政の動向の変化などに柔軟に対応し、継続的で効果的な雨水対策を推進するため、全市域を対象とするハード対策の目標を掲げるとともに、ソフト対策を含めた総合的な雨水対策の方針と取り組み内容を示す計画としてマスタープランを改定しました。



WEBサイト

<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/shimin/1007524.html>

流域治水への取り組み

治水への取り組みは、これまでの「河川・下水道管理者などによる治水」を着実に実施することに加えて、「あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)」が連携して、流域全体で行う治水、「流域治水」に向かって動き出しています。

WEBサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>



流域治水の対策イメージ(出典:国土交通省HP)

◎お問い合わせ先

豊田市 建設部 河川課

メール: kasen@city.toyota.aichi.jp

TEL: 34-6672(直通)

担当 久保・市原